

平成29年第3回蓬田村議会定例会会議録（第2号）

開 会 平成29年9月 5日

閉 会 平成29年9月 8日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第2日（9月7日）

出席議員 7名

1番	小 鹿 重 一 君	2番	久 慈 省 悟 君
3番	森 弘 美 君	4番	柿 崎 裕 二 君
5番	坂 本 豊 君	7番	木 村 修 君
8番	藤 田 修 一 君		

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	久 慈 修 一 君
教 育 長	吉 崎 博 君
会 計 管 理 者	佐 井 邦 彦 君
総 務 課 長	小 松 生 佳 君
税 務 課 長	坂 本 勲 君
住 民 課 長	大 川 誠 治 君
健 康 福 祉 課 長	川 崎 幸 治 君
教 育 課 長	三 上 あ け み 君
産 業 振 興 課 長	佐 藤 一 仁 君
建 設 課 長	木 村 伸 一 君
代 表 監 査 委 員	武 井 昭 夫 君

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	中 川 悟 君
---------	---------

会議で定められた会議録署名議員の氏名

5 番 坂 本 豊 君

7 番 木 村 修 君

議事日程（第2号）

第1 一般質問 1番 小鹿重一 議員

第2 一般質問 4番 柿崎裕二 議員

第3 一般質問 7番 木村 修 議員

第4 一般質問 5番 坂本 豊 議員

午前9時34分 開議

○議長（藤田修一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は7名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問 1番 小鹿重一議員

○議長（藤田修一君） 日程第1、一般質問を行います。

今回の一般質問は4名から通告がありましたので、通告順に行います。

それでは、1番小鹿重一君の質問を許します。

○1番（小鹿重一君） おはようございます。小鹿重一です。よろしく願いをいたします。

まず、除雪車と列車の踏切事故について質問をいたします。これまで事故発生以来、定例会において毎回、事故処理の経過について質問をしてきました。事故発生から1年7カ月を超える月日が経過しました。これまでの説明からしますと、事故処理について残されたのは、JRの損失に対する補償額だと認識しています。このことが合意されますと、事故処理は終結するものと思いますが、合意されたのか答弁を求めます。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（木村伸一君） JRに対する補償額については、まだ合意されておりません。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） いまだに合意されていないという答弁でございますけれども、例えば保険会社とJRとのやりとり交渉だと思っておりますけれども、どういうことなんだというようなことは、何か情報を聞いていますか。お伺いします。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（木村伸一君） 問題となっているのは、大きく分けて2つございます。

1つ目として、電車車両の請求額が確定していないことであります。電車車両は93年に製造され、その後改良されており、時価額の算定が難しいということ、これは自動車のように流通されていないためで、市場価格がないため、請求内容に不明な点が多いためでございます。保険会社は現在JRに価格のわかる資料を請求中でございます。

2つ目として、除雪車両の、事故当時、運転手が事故直前に緊急連絡先に電話したら、電話が繋がらなかったということで、JR側にも過失があるのではないかとということ

でございます。

今後は、J R側から請求中の資料が届き次第審査をし、本社に承認を得て交渉をする予定であるということでございます。以上です。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） わかりました。1つ確認しておきますけれども、前回村長は、この事故についての担当課なり担当職員の責任は問わないという説明がありましたけれども、これが解決されてもそのことには変わりはないのか、まず1つお伺いをしたいなと思います。

それから、まだ確定していないわけですので、引き続き次の定例会で終わるのか、あるいは終わらないのかわかりませんが、決着するまで質問させていただきたいということをお願いいたします。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 私としては、前に申し上げたとおり、担当課長、担当職員については責任を問えないということで、それは変わらないつもりでございます。以上です。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） ありがとうございます。

それでは、次に進みます。社会福祉法人蓬田村社会福祉協議会、蓬田村社協の業務運営について質問をいたします。

蓬田村社協では、ホームヘルパー派遣による訪問介護事業と居宅介護支援事業を実施してきましたが、この2介護事業を廃止することになったと聞いています。行政には、廃止になった理由についてどのように報告されているのか。また、社協の利用者であった人たちは問題なく他の事業者へ引き継ぎされたのか、お伺いします。

○議長（藤田修一君） 住民課長。

○住民課長（大川誠治君） 7月の3日、役場会議室において村社会福祉協議会会長並びに事務局長から、住民課並びに健康福祉課職員に対して、県の指導監査によりヘルパーの人員配置の基準を満たしていないため、訪問介護事業については7月末で廃止をすることになる、また居宅介護支援事業についても事業継続が困難となったため、7月末でサービスを終了する旨の説明を受けました。

次に、訪問介護事業、居宅介護支援事業の社会福祉協議会の利用者であった方々には、一緒に同行訪問をし、お互いの信頼関係の構築に努めながら、円滑に他事業所へ引き継

ぎがされたと聞いております。以上であります。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 改めて1つ確認しますが、事業がいわゆる廃止になったという理解でよいのか、あるいはまた休止、当面の間休みますというようなことなのか、そこだけ1つお願いします。

○議長（藤田修一君） 住民課長。

○住民課長（大川誠治君） これはやはり県の指導監査により、ヘルパーの人員が少ないということで、これは休止になるかと思えます。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） わかりました。

次に、2番目に進みますけれども、社会福祉協議会は民間の社会福祉活動を推進することを目的とし、営利を目的としない民間組織であります。昭和26年に制定された社会福祉事業法、現在の社会福祉法でありますけれども、これに基づき設置されています。組織としては、市町村社会福祉協議会、都道府県社会福祉協議会、全国社会福祉協議会があります。蓬田村社協では、社会福祉を目的とする事業として、社会福祉、安心電話サービス事業、障害福祉サービス事業、福祉有償運送事業、生活福祉資金貸付事業、共同募金事業、民生委員・児童委員協議会等の福祉団体の事務局などがあり、このほかに蓬田村社会福祉大会、村民ふれあい芸能発表会を開催しており、複雑多岐にわたっています。

現在の事務局長と事務職員の2名では、事務運営に支障を来すと考えられますので、正職員1名の増員を前提とした予算措置を講じるべきだと考えますが、答弁を求めます。

○議長（藤田修一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川崎幸治君） 正職員1名の増員を前提とした予算措置を講じるべきということではありますが、本年度の当初予算において、職員2名分とパート職員1名分、これは後継者を育成したいという要望があり、予算措置をいたしております。以上です。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 確かに当初予算ではそのような説明もありましたし、予算措置もしていただいております。ただ、ヘルパーということであると、募集をかけてもなかなか人が来ないというように聞いています。それから、仮にパートで雇用されたとしても、その後のいわゆる雇用継続が確実に図られないというようなことから、非常に不

安定だということも考えられるわけです。社協は民間団体ではありませんけれども、社会福祉法に定められ、行政区分ごとに組織された団体であります。運営資金の多くが行政機関の予算措置によるものです。そのため、公私協働・半官半民で運営しており、民間と公的機関組織の両面のメリットを生かした事業を展開しているわけです。

したがって、行政の支援がなければ運営できないのが社協であります。予算措置が難しいというのであれば、役場職員を派遣するという人的支援も考えられますので、よろしくお願いをしたいと思っておりますけれども、もう一度答弁を求めます。

○議長（藤田修一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川崎幸治君） 当初パート職員1名分、これを予算化したわけですが、いまだにパート職員が採用されていないようではありますが、当初の目的を達成してから次の段階に進んでいただきたいと思っております。それはパート職員が蓬田村社会福祉協議会の業務に向いているようであれば、正職員として採用するための予算措置、あるいは予算要求が村にあった場合、検討したいと思っております。以上です。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 今課長からそのような説明をいただきましたけれども、社協の事業運営ということに対して、村長のご所見をお願いします。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 半官半民ということで社会福祉協議会とは費用の負担について確約書を交わしているということでございます。その運営に当たっては、やはりその社会福祉協議会そのものが、理事会なり、あるいは評議員会を通じてこれを運営するということになっていると思っております。その人的要因がそろわないので役場から人的支援もということで今質問されたわけでございますけれども、ご承知のとおりと言えば大変失礼なのですが、役場も、失礼、蓬田村も定員管理という1つの枠がありまして、人員等に制限がございます。また、いろいろな職員の皆さんの問題もございまして、なかなか派遣をしたり、あるいは休職したりということで、うまくそれが回らないというのが実態でございます。

できれば、余裕があるのであれば、そういう派遣ということも考えてもいいのでございますけれども、現時点では少し無理だと。まして途中でやるというのは非常に困難があるということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。以上です。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君）　ますます高齢化も進んで、社会福祉というのはより一層重要な役割を担ってくるものと考えます。その中で社協の果たす役割も大きいものだろうと思っていますので、ぜひ行政からの厚い支援をお願い申し上げて、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤田修一君）　以上で、1番小鹿重一君の質問を終わります。

日程第2　一般質問　4番　柿崎裕二議員

○議長（藤田修一君）　日程第2、4番柿崎裕二君の質問を許します。

○4番（柿崎裕二君）　おはようございます。4番の柿崎裕二です。

きょうは大きく分けて2つの質問をいたします。

まず、最初に自治体消防団の団員の運転免許証の質問になります。これはたび重なる道路交通法の改正がありまして、運転免許証の内容が変わってきていますので、順を追って質問したいと思います。

今まで村の各分団では、運転者を2名義務づけて登録してあると思いますが、火災などを含めた有事の際の出動に対して、届け出のある運転手が実際に運転しているのか、まずそれをお伺いしたいと思います。答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君）　総務課長。

○総務課長（小松生佳君）　お答えいたします。

分団で運転手2名と義務づけているということでありまして、それに関しては、役場としては特別把握をしているということはありません。また、各分団での運用上の裁量の範囲だと思いますので、その届け出をしている、分団で届け出をしているということでありまして、その方以外でも分団の中で決められる範囲であれば、何ら問題はないと考えております。以上です。

○議長（藤田修一君）　柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君）　村では格別決めていないと、取り決めはないというお答えではあるのですが、実際問題として自分自身も消防団に属していたときは運転者2名ということで、確実に届け出ているわけです。それに対してその義務づけがないというのであれば、恐らく普通免許を持っている方が運転していれば問題がない、罰則もないということで認識します。

ただ、道路交通法の改正が19年度の6月に一度ありまして、その段階で、それ以前の

普通免許の方であれば、8トン未満、最大積載量を含めて8トン未満、車両重量は5トン未満までが運転できたと。19年6月からは、車両総重量5トン未満、最大積載量3トン未満だと思っていますが、そういう道路交通法に合わせますと、運転者が限定されてくるように思います。今現在、蓬田村が装備している消防車両は大きさも異なっていますが、何トンの部類に入って、普通車であるのか、中型車であるのか、大型車であるのか、その辺を答弁願います。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） まず、運転手を届け出しているということに関してですが、蓬田の消防団条例の第12条の2の中で、ポンプ自動車運転委託料として1分団1人当たり年額1万8,000円を支給すると。ただし、1分団2名を限度とするということがありましたので、その関連で例えば2名を指名していると、便宜上指名していると、そういうことの運用の仕方のことだと思っております。

それから、道路交通法改正の関係ですが、19年の6月には一度改正がありまして、その以前に普通免許を持っている方は、8トン限定ということで免許証にも書いてありますけれども、車両総重量が8トン未満で最大積載量が5トン未満の分の、その部分でいくと中型のになりますけれども、そういう自動車を普通免許を持っている人が運転をできるということの改正がありました。それ以降、19年の6月以降に、例えば普通免許を取った方であれば、車両総重量で5トン未満、それから最大積載量が3トン未満の車両しか乗れないということになってございます。その影響が出てくるということになりますと、その時点で免許を取った方、その当時18歳の方でないと、多分該当しなくなりますので、ことしは29年ということでは10年、28歳前後の方が、そういう限定されている資格のほうに該当をされるのではないかと思います。その年齢の方が仮に運転をすることになると、ある意味道交法に抵触するということになると思います。

それから、車両に関してですけれども、現在配備されている車両については、いずれも普通自動車というくくりの中に入っています。ただし、2種類ありまして、実際入っている車両の第1分団と第7分団のポンプ車という形のものに関しては、車両重量が約4.2トン、それに装備品が約300キロを加えまして、総重量が4.5トン。あと、残りのポンプ積載車と呼ばれる車両ですけれども、車両の重量が約3.9トン、装備品を300トン加えまして、総重量が約4.2トンとなります。仮にこのくくりになりますと、ことしの29年3月にまた道交法が改正になりまして、免許がまた細分化されました。そのくくり

の中でいきますと、準中型自動車、最低でも準中型自動車ということで、車両の総重量が7.5トン未満、それから積載量が4.5トン未満の準中型免許という新しい区分のところの免許を保持している方でないと、運転をできないのではないかと考えております。以上です。

○議長（藤田修一君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） ただいまの総務課長からの答弁でありますと、村が装備している消防車両8台全てが、普通免許の方でなければ乗れない、もしくは中型以上の免許を持っている者でないと乗れないということになります。といたしますと、説明にもあったとおり、平成19年6月以降に免許を取得した、要するに制限がついた運転手が火災等の有事の際に運転した場合、全て違反になるわけです。28歳といいますと、消防団の中では新入団員、初年度から始まってちょうど10年ぐらいたちまして中堅扱いになるわけです。そうすると、現実問題としてちょうど運転手に役割がかかわるという年齢になってきます。また、これから先の消防団の活動を見ましても、当然常備消防とは異なりまして、皆さん仕事を抱えた上での消防団ですので、誰が運転するか実際わからないわけです。定員16名、15名あったとしても、普通免許証が16名すべて所持したとしても、誰が乗るかわからない。要するに早く駆けつけた方が消防車に乗るとというのが現状です。

そうなりますと、その今現在28歳ぐらいに位置している、要するに平成19年6月以降に免許を取った方は全て無免許扱いになるわけです。それを自治体消防団、役場が管理している中で容認するということは、無免許運転を容認しているということで、これは大変大きな問題になります。また、そういう法律的なことだけじゃなくて、仮にこれが事故につながった場合、万が一事故につながった場合、重大な問題になります。

要するに、昨年ですか、JRの踏切事故、それから少し言いにくいですが、その運転免許失効に伴っての無免許運転の事例もありました。その際に、村長みずから免許証の総点検・確認ということを役場庁内の中でもお調べになったと思いますが、道路交通法で変わった部分は見落としてあったと思います。

そういうところを踏まえますと、これを今何とか解決しないと、また無免許運転者、無資格運転者が出るということになります。これに対して役場のほうでは、その準中型車の免許証は、何ですか、講習を受ければ、規定の講習48時間を受ければ取得できるというふうになっていますので、その費用を役場が補助して消防団員に資格を持たせると、そういった考えはございませんか。答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 免許証の確認ということでございますけれども、今後はそれが
が必要になると思われれます。ただし、各分団での車両の管理も絡めて、まずは分団側
のほうの対応をお願いしたいということをもまず1点考えております。

それから、19年度以降にまず普通免許を取得した方に限りますけれども、実際消防車
に乗って運転をするということになりますと、資格がないという形になりますので、そ
こに関しては早急にある程度の免許証の確認とかを一応する形をとりまして、ほかの町
村あたりでは、その準中型免許証がない場合は講習をしてもらって、それに関して行政
側では幾らか補助をするという形をとっているところもありますので、今後そういう形
をとるような形で考えを進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（藤田修一君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） その運転車両に関してのことは分団のほうにお任せしたいとい
うことで、有事の際にはなるべく旧普通免許を所持して、その資格のある者を運転させる
ように心がけるのが妥当な考えだと思っております。しかしながら、先ほども言いましたよ
うに、全てその旧免許を持ち合わせた人が駆けつけるわけではありませんので、今答弁
にあったように、平成19年6月以降の運転者に対してのその準中型車の免許証の取得を
早急に考えて対応していただきたいと思っております。

それでは、2つ目の質問に移りたいと思っております。

また消防団関連の質問になりますけれども、消防団員は各分団とも少子高齢化によっ
て物すごい減少をしております。各分団の中でも、阿弥陀川地区を除いて7つの部落に
至っては、ほとんど消防の団員数の定員割れという状況が続いています。そんな中で火
災が一旦発生した場合、実際には四、五名の団員が消防車に乗り込んで消火に向かうと
いうことが続いています。そういうことを踏まえまして、分団でももちろん団員獲得と
いうことでいろいろな試みをしています。村としてはどういった試みをしているので
しょうか。お答えをお願いします。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） お答えいたします。

今の現状の中でいうと、特別そう積極的な取り組みはしていないということになると
は思いますが、少子高齢化、議員がおっしゃったとおり確かに進んでおりまして、
そもそも村内に団員になるような方が残っていないということが、まず1つ考えられる

わけでありまして、絶対的な数がない中で、各分団では団員の確保に活動していると思うのですが、結局、根本的に人がいないということでもありますので、村の事業としてグリーンタウンとか、そういうので人口をふやす方法は考えていますけれども、それに関してでもまだ団員になれるような年齢に達する人のほうにはまだ効果が出ないということなので、まずその人をふやすということを、逆に言うと先なのかなということになります。それがまずクリアできないうちは、幾ら団員を確保しようとしても、仮に報酬の単価を上げて、待遇を改善しても、結局人がいないということになりますので、まずそこら辺からのほうが先の課題かなと思っています。以上です。

○議長（藤田修一君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 確かに課長がおっしゃったとおりの改善が必要かと思えます。ただ、そこには先ほどもつながってきますけれども、今平成29年3月以降に普通免許を取得した人は、実質トラックに限定しますと1.5トン、それに積載をして2トンぐらいの最大積載を積んでぎりぎりのラインなわけです。そうすると、1.5トンのトラックを運転できる免許証で就職するに至っても、宅配便あたりになれば当然無理なわけです。そういう点では、非常にややこしい免許制度になってきたりしていますけれども、この消防団員が減少している中に対策として、消防団に入っていれば準中型免許を取得できるとか、そういったメリットも含めて団員を募集するとか、そういった考えも含めてやれば、多少なりとも団員の増ということは考えられるかもしれません。

それと、もう一つ、これはちょっと大きな提案になりますが、団員が不足して消火にも支障が出るという状況にだんだん近づきつつありますので、それが現実になってしまうと、もはや遅いと。村民の財産・生命を守るための消防団が、人数がいなくて出動できないということは、非常に大問題なわけでありまして、そこで役場そのものに、通称役場分団を設置して、役場から消火に向かえると、そういう体制をつくってはいかがでしょうか。

なぜ役場分団か。役場には常時勤めている方がいまして、五、六人の出動団員であれば、即時に集まって出動できると。先ほどもちょっと触れましたけれども、消防庁のほうからの説明では、火災の初期消火は10分ないし15分で勝負が決まりますと。そうすると、各分団が仕事をしている中、サイレンを鳴らして集合するまでに3分、4分かちます。人がいなければ、もっと時間がかかります。そういう点は役場に分団があった場合、即時にサイレンを鳴らして初期消火に向かえると、大きなメリットがありますので、私

はぜひこの役場分団が必要かと思えます。

また、上磯地区のほうでは、既に役場分団を置いている町村もあるそうです。あります、現在。それも問い合わせをしまして、蓬田村でもそういう方向に模索していただけないでしょうかということをお願いも含めましての一般質問となります。（「ちょっとお待ちください、これは答弁必要」の声あり）答弁もお願いします。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） お答えいたします。

まず、役場に消防車を常備するとなると、実際の各役場の職員でありながら各分団に所属している役場職員がいるのですけれども、その者たちは役場の分団という形で、例えば出動となると思われますけれども、結果的に考えますと、そうすると各分団からその人たちの人材が抜けるということになって、ますます各分団の数が減るという形になるのが目に見えてわかっていますので、ちょっと余り現実的ではないのかなということがまず1点。

それから、こっちの上磯地区で職員の役場分団、役場分団という言い方が正確かどうかわかりませんが、何かあるということ、議員おっしゃっていましたが、確認をしたところは、外ヶ浜町、今別町、平内町さん、どの町の中でも役場分団という形は今はないということで確認をとっております。過去に外ヶ浜町の旧平館村さんのほうでは、役場職員だけを集めた分団という形で役場分団ということではなくて、役場の職員が集まった分団という形の1分団があったそうですが、今もそれはあるそうですけれども、名称的には役場分団という形ではないということでご理解をいただきたいと思えます。

それから、確かにポンプ車なりを常備して初期消火に当たるのが効果的なものかもしれませんが、実際、役場の職員の中でも市内のほうから通っている方もありまして、村外からの職員も結構ふえてきましたので、仮に日中であればいいのでしょうかけれども、結局夜とか休みだったりすると、実質稼働ができないということなので、やはりこれは各分団単位のほうで役場職員も含めた形の団員を確保する方法がよいのではないかとということで一応考えております。以上です。

○議長（藤田修一君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 今総務課長のほうからもいろいろ答弁ありましたけれども、中にはうなずける点もあります。また、反論すれば切りがないこともあります。しかしなが

ら、やはり先ほども話したように、村民の生命・財産を守る団体ですので、なるべくこれは前向きに検討して、村民に安心して暮らせるような体制をつくるということが急務だと思います。

それをもちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤田修一君） 以上で、4番柿崎裕二君の質問を終わります。

日程第3 一般質問 7番 木村 修議員

○議長（藤田修一君） 日程第3、7番木村 修君の質問を許します。

○7番（木村 修君） おはようございます。7番議員の木村です。きょうは通告順に従って、3点についてお聞きいたします。

初めに、1番目の養殖ホタテガイの残渣処理について伺います。

我が村のホタテガイ堆肥化処理施設は、県内でも初めての施設ということで、内外から注視されております。処理能力が年間約800トン、1日当たりに換算すると約5トンの処理が可能ということで、平成27年の6月から稼働し、ことしで3年目を迎えております。

そこで、①として、昨年のホタテガイの残渣の中に大き目の貝殻が非常に多く、それが発酵・熟成が遅いということで、貝殻を細かく砕く破碎機を導入し対応しましたが、それでも処理能力が間に合わず、ことし出荷最盛期に施設内が満杯になり、置きどめがかかりました。来年度以降もそれ相当な残渣の発生量が想定されるわけではありますが、その点について対応をどのように考えているのか、見解を伺います。

そして、②として、昨年度の在庫製品が、約700トンという在庫がまだあるということでありましたが、今年度もまたホタテガイの残渣が大量に発生しております。今年の方も在庫量が発生するということが考えられるわけであります。そうなれば、当然仮置き場所が必要になるのではないかとこのように思います。これが牧場へのもし仮置きができないというふうになれば、新たなこの場所を確保しておくことが必要ではないかと思うわけですが、その点についてどのように考えているのか。また、この在庫量を減らすためには、堆肥の製品の出荷量をふやしていくという対策を講じていく必要があると思います。この②番目、この2点について見解を伺います。

○議長（藤田修一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤一仁君） お答えします。

平成29年度は7月末時点で残渣量1,251トンとなっており、8月、9月分を見込むと、平成28年度と同数量となる見込みです。平成29年度は沖どめが2回発令されました。その要因は、ホタテ出荷作業時期に、昨年より東風が少なく連日出荷作業が続き、残渣が連日施設内に運搬されたため、施設が満杯となり、また平成28年度に発生したオーバーサイズの貝殻を平成28年12月に導入した破碎機で冬期間破碎をした結果、選別した製品とオーバーサイズ貝殻を合わせると、議員がおっしゃった700トンの在庫を抱え、施設のスペースがとられたのも要因と考えられています。

来年度については、天候にも大きく左右されることもありますが、順調に出荷されれば、平成30年度はオーバーサイズの在庫がないことや、平成28年度に施設内で処理が完了している実績があること、また漁協の皆さんが少しでも残渣量を減らすための成員等の早期出荷など出荷方法も考え、残渣量を減らす努力をしていることから、施設内での処理が可能ではないかと考えています。また、施設内のスペースの使い方を工夫し、処理作業を円滑に進め、ホタテ出荷作業に影響が出ないようにしていきたい考えです。

2番目については、平成27年度6月から稼働して3年、議員がおっしゃるとおり3年目になりますが、漁協組合のPRや新聞・マスコミを利用したPR、弘前大学の作物栽培試験、タマネギ等の共同研究を行った上での効果を検証した上で、タマネギ作付、圃場への堆肥散布を行うなど、いろいろな方法を行っており、毎年春先には在庫はあるものの、全て出荷している状況です。

しかし、現状では早期の堆肥の仮置き場所の選定は考えていませんが、堆肥ができるだけ施設内の作業・保管スペース、また処理状況によっては必要になることも考えられます。そのため、仮置き場所については基本的には計画されていませんが、有事の際には今後、蓬田村ホタテガイ養殖残渣協議会を開催し、協議していきたい考えです。

残渣の堆肥化にした製品については現在、漁協と協議し無料配布をしています。堆肥を使用してもらえよう少しずつつふやしています。また、現在施設内において県より承認された堆肥は、板柳町等へ出荷されています。10月には村内外に向けて村内回覧をし、無償配布をしたい考えです。9月11日は仮置き場の残渣を残渣施設に運搬し、堆肥化し、来年の春にはことしの分を無償配布したいという考えを持っています。以上です。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） 非常に丁寧な答弁、ありがとうございます。私もやはりこの残渣の、つくった製品が出荷されないということになれば、それこそスペースがなくなっ

て、この出荷作業がストップする状況に陥るといふようなことを考えますので、ぜひこの成分の分析、あるいは作物への効果・効力などを表示したパンフレット等を作成し、JAあるいは農政事務所などを通じた幅広いPR活動というものを展開していただきたいというふうに思います。

そして、また漁師の人は天候や海の状況等を見ながら作業を、漁をしているわけで、そしてまたホタテガイの成長に合わせた最盛期の出荷作業をストップさせるような、そういう状況を招かないように、しっかりとした対策を講じていただきたいものだというふうに思っております。

先般、村側から説明があった、この保管についてでありますけれども、青森県の環境政策課では、一時置きに関しては市町村の問題であるというふうに言っているわけでありまして、この一時置きとただの普通の仮置きの違いはどの辺にあるのでしょうか。お聞きします。

○議長（藤田修一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤一仁君） お答えします。

普通に堆肥を、堆肥というか残渣を置かれた場合は、一般廃棄物扱いと現在なっております。でも、検査を行って、1次、2次発酵までという、県のほうに申請をし、その了解を受けると、それは残渣の堆肥化になっている一部分ということになっていきますので、それは申請して許可を得ていることです。以上です。

○議長（藤田修一君） 今、木村議員の質問、ちょっと答弁と食い違っているように思われますけれども。仮置きと一時の。

暫時休憩いたします。

午前10時25分 休憩

午前10時29分 再開

○議長（藤田修一君） 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤一仁君） お答えします。

先般、例月集会に説明しましたが、青森森林管理所のほうではホタテの残渣を申請し、2次発酵した部分についてはOKですよということで許可をもらいました。県のほうは、2回目は、施設の計画書に載っていないこともあるので、今後検討し、来年度からは牧

場のほうには置くことができないということになりました。県の政策課のほうでは、問題はなく許可をもらって仮置きをすることはできると。要は堆肥になっていて、一般廃棄物ではないという承認を得ていますので、そういうふうになっています。よろしくお願ひします。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） 次に、2番目の河川の管理について伺います。

まず、①として、先般、7月に発生した阿弥陀川下流の護岸の決壊について、間近に住宅があるため、緊急な護岸の復旧が求められているわけでありましたが、今後の工事の工程、そして範囲等の計画や見通しはどのようになっているのか、お伺ひいたします。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（木村伸一君） お答えいたします。

阿弥陀川につきましては、2級河川ということで県の管轄になっております。7月の大雨で護岸の決壊により住宅への被害が懸念されたことから、県の東青地域整備部河川砂防施設課に早急に対策をお願いし、お盆前に応急工事を終え、住宅への被害は免れました。

今後について、東青地域整備部に確認したところ、まず国に災害申請をし、その査定月日が蓬田村は9月の20日に行われるということです。工事の範囲は延長約26.6メートル、査定金額は2,000万から2,500万円ほどだそうです。工事については今年度で発注する予定であるとのことでございます。以上です。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） 現在、応急処置がなされているわけでありましてけれども、この阿弥陀川の下流は曲がりくねっており、非常にカーブが多い川であります。大雨が降るたび、たびたび河川の水位が上がる状況にあるわけでありまして。そういう状況になれば、今現在積まれている大型土のうも簡単に流されてしまうというふうな状況に陥るといふふうに思います。それが倒れたら、そしてまた今現在壊れて倒壊した護岸から、その住宅が1メートルぐらいしか離れておりません。そのため、住宅の基礎がむき出しになってしまったわけです。現在は応急処置をして土をかぶせて見えないような状況になっておるわけでありましてけれども、何せ余りにも近いために、その家の基礎部分がむき出しにされてしまうおそれが多分にあるわけでありまして。家主の方が非常に心配しております。

先ほど課長は答弁に今年度と言いましたが、今年度というのは、来年の3月までなわけでありすけれども、これから台風等、そういう大雨が降るわけで、先ほども申しましたが、この川は頻繁に水位が上昇する川であります。そういうことを踏まえて、早期護岸復旧を県のほうへさらに強力に働きかけていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。答弁はよろしいです、いいです。

次に、②番目として、蓬田川にかかる宮本橋、通学路にかかっている橋であります。上流の護岸の裏側が右岸、左岸ともに、陥没と亀裂、亀裂というか、割れ目が生じております。対策を講じてもらいたいと思うわけでありすけれども、見解を伺いたいと思います。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（木村伸一君） 蓬田川宮本橋から上流左右の護岸については、老朽化により護岸が一部ずれが生じている、陥没・亀裂が生じていると思われます。今後は調査を実施し、どのような方向で補修工事等を行えばよいか検討し、長寿命化に向けて取り組みたいと考えております。以上です。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） 年月日ははっきりと記憶しておりませんが、この今陥没等して割れ目が生じている、すぐ近くの護岸が十数年くらい前に今の状態と同じ状況になったことがあります。現在よりも割れ目も陥没も距離が長かったというふうに思っております。その後、役場に報告してコンクリートを流し込んでいただいて補修して現在に至るわけでありすけれども、今の状況もさらにそのようにして対応していただきたいというふうに、今回質問させていただきました。ひとつよろしく願いいたします。

次に、3番目の質問に移ります。空き家への対応ということで伺います。

空き家対策特別措置法が施行されてから3年目になりますが、村では昨年、地方創生事業を活用して、約1,000万弱で空き家調査を実施いたしました。そして、その結果、村内に特定空き家と思われるような建築物が7件あると報告がありました。その中で、特定空き家と認定された物件は現在あるのか。また、それらに対する対策をどのように考えているのか、見解を伺います。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） お答えいたします。

昨年度、蓬田村空き家等対策計画というものを策定いたしまして、対応をするという

ことになるわけでありますが、協議会というものをまず開かないといけませんので、3月議会でも答弁したとおりでありますけれども、今年度中、29年度中にその協議会を開き、その中で特定空き家かどうかということをまず認定をしないといけません。その後、協議会で認定された場合は所有者等に連絡をし、おのおのの対応を進めていくということになるわけです。

ただ、今候補ということで計画を策定した時点で、思われる物件ということの7件につきましては、今現在どの家屋も損傷等が激しくて倒壊の危険性があるという判定を下されたものもありまして、その空き家の再利用ということの、修繕等で再利用できるような状態ではないと考えております。また、もしその協議会の日程を、したという物件等に関してでありますけれども、そうするとそれぞれ必要な手順がありますので、手続をとって対応していくと。

いずれにしても、そういう形になった場合は所有者等、持ち主等に連絡をとりまして、早目に解消なり解体なり、そういう処理を要請することがまず第1弾ということになるかと思われまます。以上です。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） まだ正式に特定空き家、危険空き家として認証というか、認定していないようでありますけれども、これまでも質問を何回かしてきたわけでありますけれども、特に危険な特定空き家に対しては、村側では早急に対応したい、これまでそういう答弁をされてきております。そのような建物に対しては、現在あるということであります。直ちに解体あるいは整地などに踏み切るべきではないかというふうに私は考えます。何件か見受けられる建物があります。その点についてどのように考えるのか、見解を伺い、再度答弁をお願いいたします。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 確かに見た目上倒壊の危険性があるような建物もあるわけですが、まずは所有者との連絡をとるとということが最優先事項だと思いますので、所有者等を追跡をして、まず所有者の確認をとるという形が順番だと思います。それがないと、その後の例えば助言なり命令なり勧告とかいろいろ手段がありますので、それを進めていくと。ただ、余りにも危険性があって、例えば本当に倒壊をしてほかに影響があるということになると、そういうところを待たずに直接所有者と話をして対応してもらおうとか、そういう場合もあろうかと思われまますので、今後なるべく早目に連絡を

とって、そういう形の要請をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） 次に、②番の質問をいたします。

蓬田汐越地区の空き家が危険空き家ということで、数年前に村が解体してくれました。しかし、廃材を含む跡地が以後、そのままの荒廃した状態であります。近隣から苦情が出ている状況であります。この土地の持ち主を村は把握しているのか、そして適切な指導なり対応を求めるわけですけれども、見解を伺います。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） お答えいたします。

当時、当該の家屋に近接する村民からの苦情もあり、また危険性が高かったことから、村で解体処分を実行したというような形で記憶しております。その時点でも持ち主、所有者等は把握しておりまして、その時点でもたしかその所有者に連絡をとりまして、こちらのほうで解体をするというか、潰してしまうということで、何か了解を得てそういう処理をしたということを前任者のほうから確認をしています。土地の持ち主自体は把握しておりますので、とりあえず連絡はできるということで考えておりますけれども、土地の持ち主でありますので、基本的にその土地のその他もろもろそういう形のものに関しては、まず所有者に対応していただくというのが筋でありまして、またその当時、この空き家対策の計画もありませんでしたので、そういう形の電話連絡だけで行政側が危険を排除したというような、多分処理になったかと思われまして、今後はその特定空き家の例えば対策計画の中に、家屋でないと該当しないとは思われますけれども、そういうのもありますので、できれば要請をして、所有者にはなるべく最良な対策をとっていただきたいと考えております。以上です。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） この土地の周りが住宅であります。住宅街で囲まれております。土地の面積も広く、そして一面に雑草が生え、1メートルも2メートルも伸びるわけがあります。そこに虫が発生します。景観も悪いですけれども、景観が悪いと、そういうところだけでないわけで、近隣の人たちが現在交代で草刈りなどをしておりますけれども、土地の持ち主がわかっているのであれば、年に一、二回して、除草剤をまくなり、そういうふうな管理をしてくださるよう、村側から指導をしていただきたいというふうにお願ひするわけでありまして。どうかひとつよろしくお願ひ申し上げます。

以上で私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（藤田修一君） 以上で、7番木村 修君の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前10時46分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（藤田修一君） 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

日程第4 一般質問 5番 坂本 豊議員

○議長（藤田修一君） 日程第4、5番坂本 豊君の質問を許します。

○5番（坂本 豊君） 私は日本共産党の坂本 豊です。

まず、第1に第三セクターのよもぎたアシスト株式会社について質問をいたします。

ことしの5月31日に、アシストへ500万円を貸し付けたことを6月議会が終了した後に議会に報告がありました。6月議会前に重大なことを議員にも報告しないということは、知らせる必要がないということになり、議会軽視姿勢であります。村長に報告がなかった理由を尋ねましたが、忘れていたという説明でした。このような大事なことを忘れてしまったと片づけることは信じられないことです。総務課長も担当職員も多数いる中で、誰1人して議会に事前に報告をしなくてもよいのか助言をする人がいなかったのでしょうか。この貸し付けをする前に、当然議題にもならなかったのでしょうか。余りにも議会を無視した行為ではないのでしょうか。

貸し付けた経緯と返済できない場合の責任はどのように考えているのか、答弁を求めます。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） まず、議会軽視ということに関しましてご説明いたします。

確かに議会に報告するというのを忘れていたというよりも、私は前段で次のことをお話ししたように記憶しております。よもぎたアシスト株式会社が平成23年度に短期借入れ資金をした際、この際にも協議は行っておりませんし、報告もしていません。また、よもぎたアシスト株式会社が短期借入れ資金を行った際にも、一応協議あるいは報告は行っていません。したがって、第三セクターでの短期借入れ資金の報告に関しては、取り決めはないものと思っておりました。坂本議員のほうから、これは

報告するべきではないのかということをごさいましたけれども、6月議会のその時点では、私自身は頭になかったということで、報告は必要ないものというふうな言い方をしたように思っております。

それから、貸し付けた経緯ということをごさいますけれども、毎月20日前後に一応経営会議ということで常勤の専務並びに各部門の担当者と打ち合わせをし、経営の内容についてチェックをしております。これにつきましては、4月22日、5月31日借入れを実行したわけでありますが、1カ月とちょっと10日ほど前に経営会議を開いた時点で、5月末で資金不足になるということで予想がされておりました。それにつきまして、5月初旬に金融機関に打診をいたしましたところ、前回までのこともあり、貸し付けは困難という回答をいただいたところであります。それを聞きまして5月9日に再び経営会議を開きまして、資金繰りの検討ということで入らせていただきました。5月中旬に、関係がごさいます株式会社蓬田紳装とその第三セクター貸付金の利用があるのかなのかを協議いたしまして、利用する計画はないということで確認をして、その上でアシスト側が第三セクター貸付金の利用をしようということで決定したところであります。それを5月25日の取締役会で決定をいたしまして、5月31日に第三セクターの貸付金を借りたということが経緯でございます。

貸し付けた経緯は以上のとおりでございますが、返済できない場合の責任ということでございます。1つは、返済できない場合というのは、会社が不渡り手形を発生させたということで、倒産という形のことを想像されるわけでごさいますけれども、同じ状況になるのではないかというふうに思います。最高責任者としての代表取締役社長に責任があるというふうに考えておりますけれども、社長が非常勤であるということを考えれば、やはり常勤の役員あるいは管理職員というのに対して、どういう形で責任を及ぼすかということも考えなければならないというふうに思っています。

いずれにしても、私はとりあえず資金繰り計画をしましてこれを返済するというところで、今のところは計画しているところでごさいます。以上でございます。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 貸し付けるに当たって、担当課長とか担当の職員からは、一言も議会に対して事前に相談または報告する必要があるという助言というのはなかったのかどうか、もう一度確認したいと思います。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 議会に対する報告ということは、私は先ほど言いましたように、私のほうがそういうふうに理解しておりましたので、担当課長とも十分話をしたのでございますけれども、議会に報告ということはありませんでした。以上です。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） この第三セクターの貸付金、まずは当初は3,000万円ほど見ていました。これは蓬田紳装を対象にした貸付金で当初あったという説明があったわけです。よもぎたアシスト株式会社はその当時、またこの貸付金制度をやった当時は、対象になっていなかったというふうに私たち議員は理解しているわけです。その蓬田紳装がなぜこの貸付金が必要なのかというと、夏場の仕事が余らないときに収入がないので、給料支払いとか、そういうので資金繰りが困難であるということで、銀行へ行って借りても、まず非常に面倒だということで、役場が立てかえるという形で、一時貸付金を3,000万円ほど用意して貸して、年度末の3がつ31日にはきちんと返済するという約束で今まで来たわけです。ですから、アシスト株式会社に対しては、そのようなものはなかった。

ところが、村長はこの第三セクター貸付金という項目を見て、これは紳装が使わないのであれば、アシストが使ってもいいというふうに拡大解釈をして急遽借りたというふうに私は理解しているわけです。その中で趣旨が違うわけですね。紳装は3月になれば、きちんと収益が上がって見込みがあるので、返すめどがあるわけです。

ところが、アシスト株式会社については、全く返済ができない経営状態の中で貸し付けをしたわけです。ですから、紳装に貸し付ける場合と、アシストへ貸し付ける場合は、根本的に内容が違うわけです。ですから、12月の28日までにきちっと返済できるというめどは全くないわけで、あるとすれば、また管理委託料、後期の分を充てるということになります。そのように考えるわけですが、答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 坂本議員おっしゃるとおり、蓬田紳装ということを念頭に置いてやっているということでございますけれども、私としてはやはり同じ第三セクターという縛りの中から、その中でこの資金を運用し、当面アシスト株式会社の存続を図ることが自分の念頭にあったものですから、例えば蓬田紳装に貸すということを何かの形で取り決めしているということがない限り、私はその趣旨からいくと使えるものというふうに解釈をしたところであります。

12月まで返済できるかどうかというのは、私も非常に疑問なところがございませ

ども、やはりその前に私どもがこのアシスト株式会社をどのようにするかということを経営者に説明をしながら、理解を得ながらやっていかないと、雇用対策も何もできないというふうに思っている次第でございます。今回500万円借りたものについては、10月末で返済するということでは考えております。現在、資金繰りでやっていますけれども、10月末までにこれを返すことは可能だということでもあります。

ただ、その後の300万円については、今のところはまだ資金繰りがついていないというのが実情でございますので、今後内容をきちんと、内容と申しますのが、委託料が正しいのか、はたまたそういったもので、別なもので出てくるのか検討しないと、ちょっと検討できないというのが、私の考え方でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（藤田修一君） 坂本議員の質問ですけれども、今これ、4番ぐらいに、④のほうの内容に入ってしまったのではないかと思うのだけれども、そう解釈してよろしいですか。（「いや、だめです」の声あり）ということは、質問が後からの質問と重複する、同じような質問になってしまうということで、非常にややこしくなっているのではないかと。（「そこら辺、再質問あるので、ちょっと勘弁してください」の声あり）わかりました。そうすれば、2番の質問、②の内容に、質問に入ってよろしいですか。（「はい」の声あり）じゃあ②の質問をお願いします。

○5番（坂本 豊君） 次に、②ですが、アシストは赤字を抱えた会社です。その赤字会社に貸し付けることになり、返済のめどは私はないというふうに先ほども言いましたけれども、それがあるとい保障、村長はできると言いましたけれども、その根拠というのはどこにあるのか、答弁を求めます。

入ります。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 先ほども、繰り返しの答弁になります、先ほども同じ質問がございましたけれども、我々はやはり会社を持つ以上、試算表と、それから日々、資金繰り表、これを作成して返済計画を立てて、その上で借り入れを行うというふうにしております。しかし、なかなかその返済のめどが立たないような部分もあるわけで、その理由の1つは、指定管理委託料の中に消費税が入っているということで、この消費税を抜くと、指定管理委託料が足りないということが、まず1つございます。それと、もう一つは、休業に伴う指定管理委託料というものを今回予算に計上させていただいておりま

す。これらを実行すると、10月までは一応計画は立つということの意味でございます。
7月・8月期の売り上げ、あるいは入浴料収入、ともに計画額ということを達成できておりません。したがって、その計画額が達成できないということになると、11月までにはまた資金不足になるということが予想されています。

したがって、この時期までに、私、社長としての立場で申し上げれば、平成28年度の決算をベースとした、消費税を含まない、正しい指定管理委託料を計算することが必要であるということで、それをきちんと決めた上で議員の皆様、あるいは村民の皆様に説明をしてご理解を得たいというふうに考えております。以上です。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 後でこの指定管理料の見直しということについては質問をいたしますけれども、再質問としては、四、五年前に総務課企画班に国から第三セクターに助成金を出すのを控えるよう通達があったという情報があるわけですが、どうなのか答弁を求めます。

また、アシストの役員会に借入れの承認を凶った議事録の提出を求めますが、その存在はあるのか。あわせて答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 四、五年前にそういう控えるようにということを、通達があったというのは私も存じておりません。

もう一つは、その議事録につきましては、原則公開でございますので、常に請求すればといいますか、閲覧できるようになっていきますので、アシストのほうでござんいただきたいと、このように思います。以上です。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 再々質問になりますけれども、5月31日に500万円をアシストへ貸し出ししてから、また8月に追加の300万円を貸していると思いますが、このときもアシストの役員会議で承認されたのか、また議事録はあるのか。あるとすれば、先ほど答弁したように、閲覧できる状態になっていると思います。

これの答弁と、もう一つは蓬田村第三セクター運営資金貸付要綱の第5条にある資金計画書、経営状況の説明資料などは、5月に提出をしてからわずか3カ月で計画が頓挫して300万円の追加をしているということになり、そのようなずさんな計画書だったのか。次々に資金が不足を生じている状態に対して何の対策もとれていない状況なので、

貸し付けというのは到底認めることはできないはずではないのでしょうか。答弁を求めます。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 5月31日並びに8月3日でしたか、の貸し付けについては、議事録は閲覧できるというふうになっています。それから、質問事項になかったものですから、私もちょっとあれですけども、書きとめるのが難しかったのですが、運営経営上に対して何らかの対策をとっているのかということに対してでございますけれども、アシストは現在、アグリビジネスは休止しながら、温泉とマルシェの物産館の分と2本でやっております。ともに管理者2人を、1名ずつを置いているわけでございますけれども、それに対しましてはやはり収入増の指令、いわゆる黒字化を目指して頑張るようには伝えてございます。ちょっと質問が私も書きとめられなかったもので、以上2つでよろしいでしょうか。（「わずか3カ月でまた300万円不足したというので、計画書そのもの、第三セクターの資金貸付要綱にある計画書がずさんだったのではないかという質問です」の声あり）

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） もちろん予算を立て、そしてその計画に従って、それぞれの部門がやっているわけでありまして、貸し付けに当たってはその計画書も提出しております。以上です。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） ③の質問ですが、次にこのようなアシストの経営状態からは、返済できるめどがないのに貸し付けるということは、村民に対して背任行為に当たるのではないかと思います。これについて答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） これは一般的なお話で申しわけないですが、背任行為という場合は、やはり例えば社長である個人とか、あるいは特定の個人であるとか、あるいはその他の第三者に対して利益を与える、特別な利益を与えるという、そういう施策が、特別な利益を与えるというのが背任行為だと、私はそういうふうに理解しておりますけれども、私自身としては、村の第三セクター、これをどのようにして事業継続するのか、雇用確保を行うのか、あるいはそこに出荷する農業者の救済をどのように行うかということを考えれば、なかなかこの事業を廃止できないというのが、私の考え方でありまして。

そういった考え方をいたしますと、それらの方々に利益を与えているから背任行為というふうに私は考えていません。したがって、背任行為ということには当たらないというふうに考えています。以上です。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 続いて、再質問しますけれども、昨年、アシストの経営状態を調査する百条委員会を立ち上げましたが、ずさんな経理状況で帳簿上の現金と合わないなど指摘されました。赤字の原因が人件費に見合う売上げがないということでありました。それなのに今年度も同じような経営をしていることは、何の反省もしていないのではありませんか。黒字にするために人件費をかけているのに、効果は出ているのでしょうか。アシストは温泉の管理を任されているのに、それ以上に人件費がかかり過ぎているのではないか。物産館の運営は農家の農産物の販売を行うものですから、レジの最小限の人員で賄うべきです。赤字にならない方法をもっと考えるべきでは。答弁を求めます。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 質問が次の項目にもうわたるような質問でございますので、私からはまず経営上の問題を申し上げます。百条委員会が設置されたことによって、ある意味人事の交代はできなくなりました。と申しますのは、説明する責任者がいないということを考えられましたので、人事の交代は無理というふうに考えております。ということから、1年間そのままのことで来ました。

では、経営上何らの反省がないのかということでございますけれども、1つはやはり一番肝心なところの経理の規則、規定をきちっとすること、それに従って経理事務をきちんとすること、それによって常にいわゆる残高試算表、試算表というのは、その月ごとの損益を計算できるようにすること、もう一つは、資金繰り表をきちんと最低でも2カ月分そろえること。要するに、根本となっていますのは、そういったことでございます。百条委員会の中で不明瞭であるということと言われたわけでございますので、それに従ってそこをまず第一に改善しなければ、会社は明確にならないということでございます。

現在、毎月のそういう試算表並びに資金繰りの資金繰り表、これについては自社独自の、独自と申しますか、税理士事務所のほうに手伝ってもらっていますが、月内でできるようにになりました。1つは、それを見ないと、我々は政策を打ち出せない、戦略を打

ち出せないという問題がございまして、まずはそういった中でわかったことがございます。それを6月、7月あたりで大体わかってきて、私も本当に皆さんには申しわけないと思ってございますけれども、この事業にはこういう欠陥があるんだということがわかりました。

それはまず第1に、先ほどご説明いたしましたように、委託料の中に8%の消費税が含まれていた。簡単に、温泉に1,700万円を委託しているのでございますけれども、そのうち130万円は消費税で持っていかれますよということなわけです。それから、そのほかにもアシスト、マルシェに対し、あるいは野球場に対し、管理委託料が支払われておりますけれども、それら全てに消費税が含まれている。したがって、委託された金額全ては使えないというようなことでございます。これはやはり決算をとりますと、なぜかこちらが指定管理委託料で固定しているにもかかわらず、決算時期になるとマイナスになると。何なんだということが、これは一番疑問に思ったわけです。それに気がつきましたのは、6月、7月、ここで経理規則に従ってきちんとしてもらった結果が、それがわかりました。

それから、もう一つ問題があります。それはいわゆる第三セクターの指定管理委託料を計算する段階で、当該予算について1,700万円なら1,700万円の予算について、きちんとヒアリングが行われていないということでもあります。それは何を意味するかということになりますと、やはり体制、人の人数の問題、それからもう一つは人件費、最低賃金が上昇すれば、その分に跳ね返って給与が上昇する。あるいは温泉の燃料費が高騰すれば、その分が高騰する。したがって、コストが動くのに、収入だけは一定にさせているということになれば、いかに努力しても、入浴料収入と、あるいはその販売収入が極端に大きくなれない限りは、これをカバーできないわけです。現在の温泉並びにマルシェ、物産館のその収入を見ますと、ずっとここ5年も6年も低下傾向であります。それをカバーするものは何もないということから、結局決算をとっていくと、常に幾ら指定管理料を入れてもマイナスになってくるという実態がございまして。

したがって、私が思うのは、毎年この指定管理委託料の計算に当たっては、予算編成時期にきちんと予算をつくって、それを村とヒアリングをしながら、この指定管理委託料を決定していくべきものと、このように思っております。確かにその管理の問題があると思いますが、管理にも努力の限界があります。人がいなくても温泉は運営できるわけではありません。まして労働強化をしながら、あるいは時間外労働をさせながら、そ

ういった形の中でやらせるということはできません。ただ、人のまだまだ改善の余地はあります、確かに。人のローテーションを考えると、そういったことをしていかなないと、この会社は運営できないということはあります。

そこまでまだたどり着いていませんが、さきの第1の指定管理料に消費税が8%かぶる問題。もう一つは、毎年1,700万円で固定された収入というのは、ちょっとこれはまずいと。誰がやってもこれは無理だというふうに考えておりますので、ここは見直ししていかなければならない。それから、最後に言った業務改善はしていかなきゃいけない。この3つで何とか乗り切りたいというふうに思っています。以上でございます。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君、このアシストのこの補助金だとか、その返済については、これ以上質問しても新しい答えが出てこないような感じがしますので、この5番の問題に移ったらどうですか。⑤のほうに。何か時間の浪費のような感じがする。

○5番（坂本 豊君） 議長、今再々質問の④の質問、これはさっき議長が言ったのとちょっとダブらないところもあるので、お願いします。

○議長（藤田修一君） では、その1項目だけ質問を許します。これについては、今まで質問したことと大体、補助金で精算できるのかということも、先ほども質問しているので、ダブらないところがあるというのであれば、そこだけ質問をお願いします。（「ちょっと難しいな、困ったな」の声あり）できませんか。（「ちょっとお願いします、再々質問お願いします」の声あり）

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 再々質問になりますけれども、百条委員会で議員が独自で帳簿の調査をしたため、素人のため時間がかかり過ぎた反省もありましたが、専門の会計士などに依頼をして調査をする方法もありました。しかし、アシストの赤字の原因を調査するために多額の経費をかけて専門家に依頼するという事は矛盾するため、独自の調査にこだわりました。

しかし、今年度も昨年同様の多額の赤字経営をしていることは、経営能力がないということになります。収入が見込めない事業からはすぐに撤退をすべきではないでしょうか。今アシストが行っている事業の全てを教えてください。そして、それはどのくらいの収益状況なのか、答弁を求めます。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 赤字の原因につきましては、先ほど申し上げました。私が今、6

月時点で経理を整理して分析した結果については、先ほど申し上げた2点、この2点がやはり大きな問題であります。

それから、経営能力がないのであれば撤退ということでございますけれども、確かに経営能力の問題となると、これは人の問題になります。全てマーケティング論も経営の管理も、それから現場管理も全てできる人間というのは、なかなかそろえることはできません。実際に一番苦労しているのがそこでそろえる人間の人材の問題であります。人材を確保すべく、こちらは私も常に人を見ながら対応しているわけですが、そういった形のものがないので撤退ということになれば、やはり私は今の時代で雇用の問題、あるいは雇用確保の問題、それからそういう農家支援の問題、そういったことを考えれば、私はすぐに撤退という結論は出せないというふうに思っています。

私が先ほど言いましたように、そういった経営上の問題をきちんと解析をした上で、議会なり村民の方々とお話をして、これは無理だということになれば、やはり撤退をすべきものというふうに考えています。

今その各部門の収支状況についてということになると、今例えば物産館のほうでは物販、物品を販売する部門、あるいは弁当事業、あるいはいろんなイベントに対して派遣している事業、そういったもの全てに対して、改めてその事業をもとに収支計算をしなきゃいけないわけですが、今すぐここに出してこいというのは無理であります。以上です。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） ④の項目であります。議長が指摘したように、12月に、28年度の期日までに返済できないときはということで、これはまた村から補助金で精算をする腹づもりなのか、この点をお聞きいたします。返済できないときは。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 私は今まで申し上げたとおり、そういう委託料の欠陥があると。委託料に欠陥があって、その上で幾ら努力して限界があるということであれば、やはり村でこの分を補填する必要があると。したがって、補助金でやるのですけれども、補助金というか、委託料の追加という形になろうかと思っておりますけれども、やはり議会のほうにきちんと内容を説明した上で了解を求めながら、これを実行したいというふうに思っています。以上です。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番(坂本 豊君) ちょっと文章長くなりますけれども、再質問であります。

8月4日の議会に提出した説明資料の1ページの課題と対策の項目に、赤字の原因、これが村長が先ほど言っているように、指定管理料の精算内容が事業実績と合わないというふうに書かれているわけです。私は何という無責任な書類かと思いました。指定管理料が赤字の原因だと決めつけています。本来は指定管理料の範囲内で会社運営を、経営しなければいけないのに、みずから社員を過剰に雇用したり、収益の見込めない事業を展開して、それが見込みどおりにならない、水増しの売り上げを計画して赤字になっているのに、管理料が少ないのが会社の赤字の原因にしています。それならば、管理を引き受けることはできないわけでありまして。赤字になってもすぐに村が補助金を出してくれるので、そのような放漫経営を続けているのではないのでしょうか。

管理料は現在、消費税込みで1,700万円になっていますが、7年前の資料を見ますと、それは1,175万円でした。ここに平成22年の損益計算書がありますが、正確には1,175万2,864円というふうになっています。この端数がついているということは、消費税抜きという意味をしているわけですね。ですから、当時から消費税を含んだお金を管理料として支払いしていることで、今に始まったことではないわけでありまして。そのことも指摘しておきます。そのときの入浴収入が2,000万円、販売額は2,171万円、手数料収入が387万円でした。そして、人件費は給与と福利費で2,280万円、収入が合計5,854万円でした。このとき赤字は約500万円で、管理料が525万円少ない。そのとき管理料が1,700万円であれば、赤字にならなかった数字なわけでありまして。

昨年度のアシストの決算書を見ますと、入浴収入が1,842万円、販売額が2,086万円、手数料収入が286万円になっています。管理受託収入が税込みで1,700万円になっていますが、人件費は2,249万円です。温泉の赤字が161万円、物産館の赤字が464万円となっているわけです。トマトの栽培部門、これが売り上げが138万円に対して、経費合計が876万円も計上されています。ここにも約1,706万円の管理委託料というふうに決算書には書かれています。これは、管理委託料が温泉とトマト栽培部門の2つに同額の金額が払われているので、私ちょっと知らなかったわけですが、この1,706万円の中には、昨年度の1,000万円、補助金として専決処分されたお金が入っているということで理解して、あとの600万円は地方創生資金、プラス300万円ということがわかったわけです。これほど多額のお金をかけながら、管理、トマト栽培部門をやる必要があるのか。わずか売り上げが138万円に対して、これほど多額の資金を出して行う意味があるのかどうか、

私は疑問なわけです。

よって、アシストの経営の赤字というのは、トマト栽培が原因であるということは明白であります。トマト栽培を見直すと社長は答弁していたのに、継続して赤字を膨らませてきたのは村長の責任ではないでしょうか。答弁を求めます。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 確かにそのとおりと言わざるを得ないというのが私の結論であります。ただ、ここは勘違いしないでいただきたいというのは、基本的な指定管理委託事業、温泉、それからマルシェ、物産館、ここに関しては別な、いわゆる指定管理委託料の中で行わなければなりません。もう一つはトマト事業、あるいは弁当の配達事業、これらについては指定管理委託事業の中ではありません。したがって、これは分けて考えないといけないわけでございますけれども、そのトマト事業に対して補助金を出したのも、指定管理委託料と一緒にというふうに私は考えていません。したがって、あの決算書類もごらんいただけたと思いますが、補助金あるいは助成金という名前でこれは区別しながらやっています。したがって、指定管理委託料とは区別して考えています。

ただ、そのトマト事業を28年度、29年度もそれを、トマト事業を休止しながら、休みながら、持ち込んだものを処理しながらやっているのが実際ではございます。農家の方が入荷したものを受け入れして、一般の商品の販売と同じようにして扱ってやらせています。でも、それはやはり指定管理委託料の中で私どもは商品の買いつけ、そして売るといふことの一環として考えていますので、それらのことを考えますと、やはり指定管理委託料の計算はきちんとすべきものだと。

それから、村が事業を委託、あるいは委託というか、補助をしながらやらせるのでございますけれども、やはりその場合もきちんとした予算書、あるいは実績書、こういったものをきちんと村側がとらなきゃいけない。そういったことを忘れていてではなくて、やはりやり方をきちんとしていないというのが、私は1つの原因だろうと、このように思っています。

全体として坂本議員のおっしゃるとおり、幾ら、かなりのお金をつぎ込んでいるという議論になりますけれども、繰り返しになりますけれども、アシストに行わせる補助事業と、指定管理委託事業とはきちんと区別をしていかなければいけませんというのが原則だというふうに思っています。その件に関しては、私も赤字になった分について責任があるということには変わりありませんので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

す。以上です。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 先ほどトマト栽培部門決算書に管理委託料が1,706万円計上されているわけです。1,000万円専決処分したときの説明では、800万円のアシストの赤字に充てる、あとの200万円は温泉の施設が故障して、何か破損して、その修理代に必要なだというふうに私は説明を受けたと思っているわけですが、なぜあの1,000万円、トマトの栽培部門にこういうふうに決算書では計上するのか、ちょっとわからないので答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 私もちょっと今計算書を持ってきませんでしたので、1,000万円を入れたのは、私の記憶でございますので申しわけありませんが、2月の時点で温泉の配管漏れをした。それによって月100万円ぐらいの燃料費、通常45万か50万円のものが100万円ぐらいずつかかったということがありまして、それをとめるという工事を行っているのですけれども、1つ考えられましたのが、じゃあそこを直したら、あとは漏れないのかということ考えたときに、まだまだありますということになれば、これは大変な事態だと。何回もやっていかなきゃいけない。そういうことであれば、もう足りなくなった300万円プラスアルファが出てくるわけですけれども、そういったものを考えれば、やはりその資金繰りも悪いし、結局トマトの事業で27年度1,000万円の赤字をしょったわけですけれども、その部分を補助事業の分として補填したほうが早いだろうということで、私は1,000万円という額を専決処分しました。そういうのをやらない限りは、温泉も全てがストップしてしまうというのが現実の問題でありましたので、そういうふうな対応をしたわけでございまして、それが決算書でその1,706万円という形で出ているということで、済みませんが私、決算書をちょっと持ってきませんでしたので、それが全て私は入っているものだと思っていました。

したがって、補助事業で対応した部分、地方創生事業費で対応した部分、これが700万円近くあるというふうに思っています。その分と合わせて多分そういう額だというふうに私は記憶しています。以上です。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） ⑤番のアシストの人事と車両管理について答弁を求めます。

現在、アシストには温泉と物産館に社員とアルバイトは何人いるのですか。これは以

前聞いたのですが、もう一度答弁をお願いします。それから、車両は何台所有しているのですか。その中にセレナというミニバンがあるのかも答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君） 暫時休憩いたします。

午前11時34分 休憩

午前11時36分 再開

○議長（藤田修一君） 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

村長。

○村長（久慈修一君） これは28年度でございますけれども、正社員が3名、パート4名、そして29年度の4月段階では、正社員が3名から2名に減じています。また、パート職員が4名からパート職員3名に人員整理しております。したがって、全体で7人体制から5人体制というふうになってございます。ただ、現状で人員不足になり、パート募集をして6月から採用、パートで採用している方もございます。

また、車両につきましては、温泉配置の軽バス、軽の自動車1台、それからマルシェ配備のワゴン車が1台ということでございます。以上です。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 再質問ですが、この車両について、ワゴン車というのは、先ほど質問したミニバン、セレナという情報があるわけですが、このことでしょうか。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） はい、ワゴン車というのはセレナであります。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） このセレナという車はミニバンで、どちらかというとも7人、8人乗りの高級乗用車ということになるわけですね。村長車の格下ではありますけれども、家族連れが多く購入する車だと思います。どうしてこういう高級な車が、ライトバンというのであればわかるわけですが、その赤字のアシストにこのようなミニバンが必要なのか。リース料が月五、六万円というデータがあるわけですが、この車の使用料、リース料なのか答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 去年、昨年の話だったように私は記憶しています。イベント等、あるいは村の行事等、これらに対して運送車両がないと。個人の車を借りてそれをやっ

ているのでございますけれども、事故の問題とか、あるいは従業員の運転の問題でありますとか、こういった問題がありますので、車を配置したいということがございました。また、その弁当配達事業等のそちらのものにも必要であるということを説明を受けました。できれば大きいもの、というのは机だとか、あるいは物品、物販するためのそういった物を運搬するためには、軽自動車ではちょっと無理だというようなことがございました。人も一緒に乗って行ってそれを処理するということになれば、大きい車両が必要だということでございます。

その時点で相談がありまして、60回払いの6万5,000円なりの金額でこれを支払っていくということで、それでも大丈夫かという話をしたのですが、そのときの話では大丈夫だということで、だめだという従業員もいないのでありましようけれども、大丈夫だということでございましたので、これを決めた次第であります。以上です。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 普段このミニバン、セレナは一体どのようにして、誰が乗っているのか。わかっている範囲で答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） このミニバンを運転している方はどなたかということでございますけれども、専務あるいはマルシェの管理部長、それからマルシェの指名された職員がこれに乗っております。以上です。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 2番目の農業支援についての質問に移ります。

農家支援についての質問であります。前回も同じ質問をしましたがけれども、村独自の農家支援策として直接交付金を出してはどうでしょうかという質問であります。今の農村には、農家の後継者が残れるような対策を講じる必要があります。後継者がいなくなつてからでは遅過ぎるわけです。村の基幹産業の水田を守り、農地を管理できるのは農家だけです。緑の事業で農地の管理を一部請け負っていますが、対象はほとんどが農家の人たちで、いずれは年数がたてば、この人たちも高齢化をしていくわけです。農家数がさらに減少していくと、農地が荒れていきます。私の地区の中沢でも、十数年後には後継者が約10人程度しか残らない状況であります。

農業は他の産業とは違い、自然環境に影響を受けるため、国や自治体の保護がないと成り立たない産業です。競争だけでは維持が困難であります。ヨーロッパ農業は8割が

補助金で成り立っています。アメリカの農家も国の補助金で生活をしています。日本では農家への補助金切り捨てが行われていく現状では、身近な自治体が援助をする必要があると私は考えるわけです。戦後の食糧難を補ってきた日本農業の衰退は、そのまま自給率の低下につながります。このまま外国への依存を強めることは、とても危険な状態になります。食料自給率を高めることが国を守ることにもつながり、軍事力よりも重大な問題なはずであります。村長は村の農業を将来的にどのようにしていくつもりかも答弁を求めます。

○議長（藤田修一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤一仁君） お答えします。

今議員がおっしゃられたとおり、現在村では、新規就農者や、農地はあるものの、農業に従事していない非農業者も加入して、多面的機能支払交付金を利用し比較的平坦な農地で活動している水土里保全隊や、中山間直接支払交付金を利用し急傾斜地など農地で活動している集落協定などの団体も農地を守っています。また、農業委員や農業最適化推進委員が休耕田、耕作放棄地の農地パトロール後、所有者に自分で耕作するのか、第三者に貸し出すのか、中間管理事業をするのか等、意向調査を実施し、農地の管理について周知しています。

農業支援については、担い手育成のため、新規就農者にトマト団地の増設や、新規作物のタマネギ栽培には収穫機、収集機、堆肥散布機など機械購入し、次世代の農業向上に力を入れている状況です。また、来年度は農事振興組合を通して、ソバを刈り取るためのコンバイン1台を、ソバ農家の負担もありますが、年間の財政負担が少ない形でもってリース契約をし購入する予定としています。

今まで議員がおっしゃったとおり、これからも農業経営の環境支援をしていく考えであり、米農家に特定の直接交付金を支払うことは考えていません。よろしく申し上げます。以上です。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 再質問であります。隣の外ヶ浜町では、前回も言いましたけれども、10アール当たり4,000円の直接支払いをしている実績があるわけです。我が蓬田村は、外ヶ浜と比較しても農地が多く、農業地帯ということでは、隣の町よりも規模が大きいわけでありまして。したがって、農家数も多いということであれば、やはり隣の町でやっているものが、農業村の我が村ができないということはないわけでありまして、

ここはぜひとも検討していただきたいというふうに思います。

それから、これは通告にはないので恐縮ではありますが、今年の農家とホタテ漁業者の所得というのは幾らぐらいになっているのか、答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 農家所得とホタテ業者、いわゆる漁業者の所得のその差とかというのになれば、実際は皆それぞれ規模が違います。したがって、例えば、では20町歩やっているから何ぼ何ぼということにはならない、そういうふうにはならないというのが、これは通例でありますので、もしそういうことになれば、もっと詳しい資料になるかと、いわゆる税で申告した資料を農業所得と、いわゆる漁業所得に分解して、それで平均で出すというのが一番正しい方法かと私は思います。どのくらいかと言われても、今すぐこれは、きょうあすで出せる問題ではないというふうに私は思いますので、毎年のが必要であれば、税務課の職員なりに指示をしてやらせることになると思いますが。以上です。

○議長（藤田修一君） 税務課長。

○税務課長（坂本 勲君） 個人情報等もありますので、今この場では答えることはできません。非常に複雑な問題ですので、ご勘弁をお願いします。以上です。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） いきなり質問して恐縮なのですが、税務課長、これは個人情報を聞いているわけではなくて、一般の農家の、蓬田村の農家の平均の所得というのは幾らぐらいなのかということで、統計で出てくるような問題なので、できれば後で調べてもいいので、資料をください。

再々質問であります、今の農家の現状についてちょっと述べながら質問します。

米の収穫量というのが、村内平均570キロです。単価が1キログラム175円とすれば、1ヘクタール当たり99万7,500円になります。去年は626ヘクタールですから、米の売り上げが6億2,643万円ぐらいで、その他転作面積が380ヘクタールあり、そこから平均2万円収入があるとすれば7,600万円になり、米と合わせて約7億200万円ほどです。農家数が176戸とすれば、平均売り上げが398万円で、所得率を仮に3割というふうにしたならば、農家1戸当たりの農業所得が約120万円ということになるわけです。これは計算上です。これは月10万円で20日働いて時給625円です。それも農家は1人で作業しているのではなく、夫婦や家族で働いていますから、さらに1人当たりの時給というのは下

がるわけです。

現在の農家の経営状態はこのようなものであります。このままでは一体誰が後を継ぎますか。耕作放棄地が問題になっていますが、ますます農地が荒れてしまいます。残った農家が全ての農地を耕作することは日本では無理があります。広い平坦な耕地ではなく、急傾斜が多い農地の管理はたくさんの農家がいないと維持できないわけです。家族経営ができる対策を今すぐ手がけていかないと、もうすぐ、すぐに手おくれになることは目に見えているのではありませんか。このまま村が手をこまねいている時間はないと思います。

そのうち農家も諦めたところへ、大企業が農地の所有に乗り出してきました。国は農家が自然になくなるのを待っているような状態であり、世界の人口が70億人、今ふえ続ける人口を支える農業がますます重要になってきていますが、400兆円もの内部留保を持っている大企業が法律を変えて一気に農家から農地を買い占めるのは時間の問題です。自民党はその政策を着々と進めているわけです。農地法や農業委員会の制度改悪は現実に行われてきているわけです。

村長は農家の後継者が残る政策になぜもこう消極的なのか、再度答弁を求めて終わります。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 農家が残る政策に対して消極的だと、このようにおっしゃってございます。私としては、転作作物の振興、タマネギに関しても、あるいはいろんな農業の政策に対しては、直接交付金、これについては担当課長がお話ししたように、現在は考えておりませんが、それ以外の施設だとか、あるいは土地改良事業だとか、あるいは農業機械の助成でありますとか、そういったものに対しては積極的に取り組んでいます。坂本議員がおっしゃるように、直接交付金、1反歩当たり外ヶ浜並みに、例えば4,000円を交付したとしましても、災害あり、共済金の問題があり、所得補償の制度があるということで、それらをトータルで考えた上で私は農業政策をすべきものだ、農業助成をすべきものだというふうに考えています。

私自身は、それは農家の出身でございますから、1反歩当たり幾らかでも直接交付金をしたいというふうな気持ちがないわけではありません。したがって、後継者も育てたいと、そういったことも考えています。でも、やはりコストの面でこれを助成して、一生懸命取り組む、農業に取り組む人、これらに対しては全面的に応援していきたいとい

う、私はそういう思いであります。全ての、例えば5反歩つくっている人も、2町歩つくっている人も、同じようにやるということに対しては、財源の問題が当然ついて回ります。一度やれば多分これは恒常的な財源になると思います。一度説明したと思いますが、2,000万円なりの財源を常時準備していかなければなりません。

そういったことを考えますと、やはり当面、生産に直接結びつく、そういったコストに関しては、全面的に私は助成していきたい。土地改良事業ももちろんでございます。そういう方針で進めさせていただきます。お願いいたします。

○5番（坂本 豊君） これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤田修一君） 以上で、5番坂本 豊君の質問を終わります。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時54分 散会

上記会議の経過は、事務局長中川 悟が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成29年10月23日

蓬田村議会議長 藤 田 修 一

会議録署名議員 坂 本 豊

会議録署名議員 木 村 修